

報告番号	※	第	号	主論文の要旨
------	---	---	---	--------

論文題目	中世伊勢神宮における公武祈禱の研究
氏名	飯田良一

### 論文内容の要旨

本稿では、中世伊勢神宮における公武の祈禱を、院政期の公卿勅使と室町殿の祈禱を中心に考察する。神宮には古代より定例の四度使と臨時の奉幣が行われた。臨時奉幣のうち、三位・参議以上の議政官である公卿を奉幣使とするものを公卿勅使といい、皇室・国家・神宮の重大事に発遣されるとされてきた。これまで公卿を勅使とするものすべてが公卿勅使とされていたが、奉幣使の構成と発遣儀から検討を加えた藤森馨氏は、公卿+四姓使という構成の奉幣使が、殿上儀によって発遣されるものを公卿勅使と定義。公卿勅使は「国家的祈願を主眼とした令制神宮奉幣使」とは異なり、「天皇の御願をより直截に神宮に伝達」するためのもので、寛平6年(894)宇多天皇によって創始され、これによって天皇は神宮への「私的祈願」「個人的祈願」の奉幣が可能になったと評価した。現在これが通説的な位置を占めている公卿勅使理解である。

中世の天皇・院・武家首長(鎌倉殿・室町殿)など「王権」にかかわる存在と、皇祖神・国主神・宗廟とされる伊勢神宮との関係は、神宮史だけでなく中世天皇・院政・武家政権を論ずる際にも重要な論点となる。中世の天皇論や院政論でも、公卿勅使に言及されることがあるが、公卿勅使そのものの研究蓄積は乏しい。また室町時代における室町殿の祈禱の研究はほとんどない。中世の「王権」を論ずるためにも、公卿勅使や室町殿祈禱の基礎的考察は不可欠である。

9世紀末に創始された公卿勅使は、10世紀には約半世紀を隔てて2回の発遣があるだけで、極めて稀な奉幣形式であった。歴代天皇が発遣するようになるのは11世紀一条天皇からで、白河親政・院政期に高い頻度での発遣となった。本稿では、摂関期から院政期における公卿勅使を、発遣の具体的事例を通じて、二十二社・諸社奉幣、通常の伊勢臨時奉幣と比較しつつ、その性格や意味を明らかにし、次いで公卿勅使が廃絶した室町期の公武祈禱を、室町殿祈禱の形成を中心に考察する。

11世紀前半の「公卿の勅使」には、神宮顛倒・託宣・神鏡焼亡などの「国家大事」と、三条天皇の眼病平癒など天皇の「御願」での発遣があり、前者は発遣手続きからは太政官主導の臨時奉幣、すなわち「令制神宮奉幣使」で、事由の重大性により、鄭

重な形態をとって公卿を勅使としたものである。発遣主体である天皇に即して区分すれば、太政官主導の臨時奉幣の鄭重な形態としての「公卿の勅使」は、朝廷を代表し、太政官を率いる「天皇の責務」としての奉幣。天皇の何らかの祈願は、「天皇の意志」としての発遣である。11世紀前半では、この二種類の「公卿の勅使」が併存していたことを指摘した。

「天皇の責務」・「天皇の意志」としての奉幣があることを、院政期の神宮の重大な違例～正殿御戸不開、心柱・殿舎の顛倒、正殿等の火災～という事由の明確な事例を通じて検証した。神宮の重大な違例では、白河天皇以降、祈謝の臨時奉幣と公卿勅使がともに発遣されている。ことの重大性から臨時奉幣でも左大弁の参議が勅使となる事例があり、これまでは同一の事由で重ねて公卿勅使が発遣されたものと認識されていたが、これは11世紀前半の用法の踏襲である。臨時奉幣使とは別に公卿勅使の発遣があるのは、前者が「天皇の責務」として、後者が「天皇の意志」として必要だったからである。白河は、重大な神宮違例では、太政官主導の臨時奉幣だけでなく、天皇の意志としての「公卿勅使」による奉幣を始めたのである。

次いで「天皇の意志」としての公卿勅使が、いかなる事由・契機で発遣されたかを、太政官主導の二十二社（含む祈年穀辞別）・諸社奉幣、通常の伊勢臨時奉幣と比較して、その用法を明らかにした。二十二社・諸社奉幣は、国家や社会の安寧秩序を、具体的に脅かす疾病・飢饉・兵乱・騒擾や、可視的な天文異常である彗星、天皇の不予で行われ、通常の伊勢臨時奉幣は、神事違例祈謝での発遣が基本である。

公卿勅使は、具体的に国家や社会の秩序安寧脅かすものでの発遣は例外的である。不予での公卿勅使発遣も、堀河以降の新たな用法である。公卿勅使の宣命趣で多いのは「天変」「慎」であるが、この天変は、天文密奏や諸道勘文によって奏された天体の異常で、予占としてものである。彗星のような具体的な異常での発遣は院政期ではない。

公卿勅使だけで祈られるのは、皇子誕生、天皇・院の重厄である。辛酉・甲子・三合といった周期的災厄年での奉幣は、二十二社・公卿勅使ともに発遣されるが、辛酉・甲子での奉幣は白河の公卿勅使から始まり、祈年穀奉幣でも祈られるようになった。三合は一条以降に奉幣がはじまり、公卿勅使は後三条に見られるが、頻繁となるのは白河以降である。

奉幣事由・契機からは、天皇の心身にかかわることは基本的に公卿勅使、国家・社会の現実的な脅威は二十二社・諸社奉幣となる。ただしこれをもって、公卿勅使は天皇の私的祈願の手段としてはならない。辛酉・甲子・三合、奉幣事由としてもっとも多い天変・慎は、国家を代表する天子の責務として、慎を示し未然に災厄を攘うもので、天皇の私的な祈願ではない。

白河は、公卿勅使の奉幣事由を拡大、天皇の意志としての用法に限定して行き、そ



れにふさわしい様式・儀式を整備していった。勅使の任用も、後三条までは、自らの蔵人頭経験者の参議を勅使とするのが基本で、同一人物が他の天皇の勅使となった事例はない。また宸筆宣命も、確実なものとしては神宮違例・神鏡焼損での奉幣に限られていた。白河以降は、外戚や寵臣の高位者が繰り返し勅使として発遣され、宸筆宣命での奉幣が基本となる。また院政期には幼主段階での発遣も始まり、それに必要な天皇作法が整えられた。

中継ぎの天皇として即位、自らの系統への皇位継承を制約されていた白河にとって、アマテラスを祭神とし、古代国家以来最高の神格をもつ神宮に、天皇・院の意志による公卿勅使を頻繁に発遣することは、両者の緊密な関係を顕示し、自身の権威を高める意味をもった。院政期には、伊勢への奉幣は天皇・院の意志による公卿勅使が中心となり、それを摂関家以下の貴族が支えるものとなる。高い官位の外戚家や寵臣・重臣が、繰り返し勅使を勤め、美々しい行列で伊勢に赴き、その用途を受領や摂関家、路次の国々の公領・荘園が負担することは、白河の皇統を荘厳する意味をもったのである。

9世紀末宇多段階を公卿勅使の創始とすれば、まれな奉幣形式であった公卿勅使が常態化した一条以降はその第二段階となる。白河以降のその用法が、天皇の意志によるものに限定されていき、様式・儀式が整備された第三期は、中世的な公卿勅使の確立期である。

公卿勅使は、後醍醐の嘉暦3年(1328)を最後として途絶、南北朝・室町期には公家政権の四度使や臨時奉幣は困難となっていく。室町幕府の、天皇がなし得ない、鎌倉殿もなそうとしなかった参宮を繰り返し、室町殿の祈り方としていった。義教も当初これを踏襲するが、やがて本来は神宮と朝廷を結ぶ、次第下知・次第解のシステムを通じて、伝奏奉書で室町殿が祈禱を命じ、禰宜が請文を捧げる祈禱方法を創始した。神宮への「王権」としての祈禱は、公家政権の独占ではなくなったのである。

嘉吉の乱による義教横死後から義政成人までの間は、宿老による幕政運営が続き、公家の奉幣を幕府が支え、公武それぞれが独自の文書で祈禱を命ずる状態であった。幕府の財政窮乏により、奉幣使の発遣は困難となり、公家も文書で祈禱を命ずることが多くなる。成人した義政は、左大臣に任官して以降、従来は公家の祈禱祈禱命令文書であった神宮伝奏文書で、室町殿の祈禱を命ずるようになり、神宮伝奏奉書は公武それぞれの祈禱命じるものとなる。寛正年間(1460~65)末には、義政が神宮伝奏奉書一通で、公武祈禱を命じるようになり、室町殿による国家的祈禱が成立した。

幕府の統治力は、応仁の乱以降は限定的なものとなり、明応の政変以後、室町殿の地位も弱体化するが、その段階でも権力の実態とは別に、室町殿による国家的祈禱は続くのであり、統治権を保持する室町殿による国家的祈禱ではなく、国家的祈禱を命じるものが室町殿であるという、逆転した現象も見られるようになる。